

水害に強い安全安心なまちづくり推進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 水害に強い地域づくりの実現に資するため、知事は、滋賀県流域治水の推進に関する条例（平成26年滋賀県条例第55号。以下「条例」という。）第13条第1項の規定に基づき、浸水警戒区域に指定した区域内において、建築主が行う宅地嵩上げ浸水対策促進事業または市町長等が行う避難場所整備事業について、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ各号に定めるところによる。

- (1) 宅地嵩上げ浸水対策促進事業：別表に掲げる補助の対象とする事業をいう。
- (2) 避難場所整備事業：別表に掲げる補助の対象とする事業をいう。
- (3) 浸水警戒区域：条例第13条第1項の規定により知事が指定する区域をいう。
- (4) 想定水位：条例第13条第2項に規定する水位をいう。
- (5) 既存不適格住宅：浸水警戒区域を指定した時点で区域内に存在している建築物、かつ、条例第15条に規定する許可基準を満たしていない住居の用に供する建築物をいう。
- (6) 避難施設：条例第15条第1項第3号の規定を満たす避難場所等をいう。
- (7) 対象世帯：浸水警戒区域内にある既存住宅の世帯数をいう。
- (8) 市街地：都市計画区域及び同区域外の独立した家屋が10戸以上隣接した地域をいう。
- (9) 避難可能範囲：地区の水位上昇時間を算定し、避難可能距離で囲む範囲をいう。

(事業および補助率等)

第3条 前条に規定する「宅地嵩上げ浸水対策促進事業」および「避難場所整備事業」に係る事業名、事業主体、実施主体、区分、事業内容および補助率は、別表に定めるところとする。

(交付申請)

第4条 規則第3条の規定による補助金の交付を受けようとする事業主体は、滋賀県内の市町とし、実施主体と調整のうえ、補助金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、知事に提出するものとする。

- (1) 事業費の内訳および事業計画の概要（別記様式第4号）
- (2) 収支予算書（別記様式第5号）
- (3) 実施設計書（別記様式第6号）
- (4) 補助対象となる要件を確認できる証明書等

※(4)は、宅地嵩上げ浸水対策促進事業の要件（居住実態の証明、必要に応じて既存建築物の建築年）を確認するため、住民票、戸籍、登記事項証明書（謄抄本）、登

記事項要約書、固定資産課税台帳（家屋課税台帳）等を実施主体（建築主）が提出。

また、避難場所整備事業では、当該避難場所を利用する人数を確認するため、既存不適格住宅に居住する戸別人数および合計人数を整理した資料（申請時点）を実施主体が提出。

- 2 交付申請書およびその添付書類の提出期限は、毎年度知事が別に定める日までとする。
- 3 第1項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に関する仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税および地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。
ただし、申請時において、当該補助金に関する仕入れに係る消費税等相当額が明らかでないもの（事業主体に係る部分）については、この限りでない。

（変更承認等）

第5条 規則第6条の規定により補助金の交付の決定の通知を受けた事業主体は、実施主体と調整のうえ、補助金に係る事業の内容につき、別表に定める「重要な変更」をし、または、補助金に係る事業を中止し、もしくは廃止しようとするときは、事業計画の変更承認申請書（別記様式第7号）を提出し、知事の承認を受けなければならない。

- 2 事業主体は、事業が予定の期間内に完了しない場合、または、事業の遂行が困難となった場合は、速やかに、その理由および事業の遂行状況を記載した書類を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

（状況報告）

第6条 事業主体は、実施主体と調整のうえ、規則第10条の規定により補助金の交付決定のあった年度の各四半期（第4・四半期は除く）の末日現在において、事業遂行状況報告書（別記様式第8号）および事業等遂行状況（別記様式第9号）を作成し、当該四半期の最終月の翌月15日までに、知事に提出しなければならない。

なお、宅地嵩上げ浸水対策促進事業については、条例第19条第2項の規定により滋賀県（以下「県」という。）が実施する工程調査をもって、知事への提出を不要とする。

（完了検査）

第7条 事業主体は、実施主体と調整のうえ、事業が完了したとき、または、建築物およびその敷地が条例第14条第1項または第17条第1項の規定による許可の内容に適合していると認めたときは、滋賀県建設工事検査要領（昭和58年4月30日付滋検第255号）に準拠して完了検査を行うものとする。

ただし、事業主体の工事検査規定で完了検査を実施した場合は、この限りではな

い。

また、宅地嵩上げ浸水対策促進事業については、条例第19条第2項の規定により県が発行する工程調査適合証をもって、完了検査に代えることができる。

(実績報告)

第8条 規則第12条に規定する実績報告書（別記様式第2号）には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業費の内訳および事業実績書（別記様式第4号を利用）
- (2) 補助事業の成果（別記様式第10号）
- (3) 収支精算書（別記様式第11号）
- (4) 事業完了写真
- (5) 出来高設計書（別記様式第6号を利用）

2 実績報告書およびその添付書類の提出期限は、事業の完了の日から起算して30日を経過した日、または、補助金交付決定のあった年度の末日のいずれか早い日とする。

ただし、補助金の金額が、概算払により交付された場合の提出期限は、補助金交付決定のあった年度の翌年度の5月10日までとする。

3 第4条第3項ただし書の規定により補助金の交付の申請をした事業主体は、第1項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に関する仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

4 第4条第3項ただし書の規定により補助金の交付の申請をした事業主体は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税の申告により当該補助金に関する仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合は、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第12号により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(審査および調査等)

第9条 規則第13条に規定する実績報告書等の審査および現地調査等の実施については、知事が別に定める。

(補助金の額の確定等)

第10条 知事は、規則第13条の規定により事業主体に対して、確定した補助金の額を通知するものとする。

2 事業主体は、実施主体と調整のうえ、規則第15条の規定に基づき、補助金の交付を受けようとするときは、補助金概算払請求書（別記様式第3号）を知事に提出しなければならない。

(財産の管理および処分)

第11条 実施主体は、本事業で取得した財産について、常に良好な状態で管理し、必要に

応じて、修繕などを行い、適正に管理・運用しなければならない。

2 財産の管理は、原則として実施主体がこれを行うものとする。

3 実施主体は、財産の処分においては事業主体と調整の上、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）に準じて、あらかじめ知事に承認を受けるものとする。

（標準事務処理期間）

第12条 標準事務処理期間は次のとおりとする。

（1）規則第4条の規定による補助金の交付決定は、第4条の規定による申請があった日から起算して50日以内に行うものとする。

（2）知事は、補助金の変更申請があったときは、申請書を受理した日から30日以内に変更交付決定を行うものとする。

（3）規則第13条の規定による額の確定は、第8条の規定による実績報告があった日から起算して30日以内に行うものとする。

（電子情報処理組織による申請等）

第13条 事業主体は、第4条の規定に基づく交付申請、第5条の規定に基づく変更承認等、第6条の規定に基づく状況報告、第8条の規定に基づく実績報告または第10条第2項の規定に基づく概算払請求については、滋賀県インターネット利用による行政手続等に関する条例（平成16年滋賀県条例第30号）第3条第1項に規定する電子情報処理組織を使用して行うことができる。

（その他）

第14条 知事は、規則またはこの要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に当たり必要な事項はその都度別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成29年6月16日から施行し、平成29年度分の補助金から適用する。

附 則

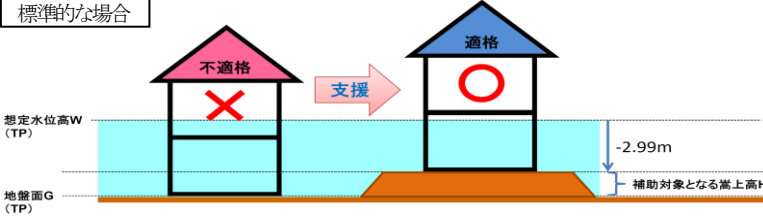
この要綱は、令和2年3月31日から施行し、令和元年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年5月13日から施行し、令和3年度分の補助金から適用する。

別表（第3条関係）

事業		事業主体 実施主体	経費	県補助率	重要な変更		
事業名	区分				採択基準および事業内容	経費の変更	事業の内容の変更
宅地嵩上げ浸水対策促進事業	一	<p>1. 補助対象区域および補助対象建築物 条例第13条第1項の規定により浸水警戒区域に指定された時点で区域内に現存する建築物のうち、第15条第1項第1号（想定水位以上に1以上の居室を有する住宅等）および2号（同一敷地内の別棟が想定水位以上に1以上の居室を有する場合等）の規定を満たさない既存不適格住宅から適格住宅に改善する（耐水化）経費に対して支援する。</p> <p>※なお、嵩上げ等により近隣に雨水が流出するなどの悪影響となるおそれのある場合は、地域において避難施設の整備などその他の浸水被害回避の方法を検討するものとする。</p> <p>※既存不適格住宅の判定は、県が現地測量・調査を実施し判定する。</p> <p>※嵩上げ等の構造については、それぞれの工法等に応じた技術基準等により設計したものとする。 （支援の手続においては、構造の審査は実施しない）</p> <p>2. 事業主体 本事業の事業主体は、市町とする。（補助金は市町を経由）</p> <p>3. 実施主体（補助対象者） 浸水警戒区域内における既存不適格住宅の新築または増改築等の際に浸水対策として宅地の嵩上げ工事を行う既存住宅の建築主（所有者または世帯主）とする。 なお、実施主体は、支援対象となる要件を満たすための書類を整え、事業主体へ申請することとする。</p> <p>4. 補助対象工事 条例第13条第2項に定める想定水位以上に居室の床面等が確保されるよう行われる盛土工事や擁壁工事による嵩上げおよびそれに関連する地盤改良、測量調査、避難空間の確保等の費用。また、増改築を伴わず嵩上げのみの場合は、曳家工事を含めることができる。 なお、補助対象となる嵩上げ高は、想定水位高と嵩上げ地盤面と</p>	<p>事業主体 ・市町 実施主体 ・建築主 （所有者 または世帯主）</p> <p>※既存不適格住宅の建て替えなどの際に後継者に名義を変更される場合は、親子関係が確認される場合。また、知事が特に認める者は対象とする。</p>	<p>工事費、解体除却費、測量調査費等</p> <p>※想定水位以上に居室の床面等が確保されるよう行われる①盛土や擁壁工事による嵩上げおよびそれに関連する地盤改良や測量調査、②避難空間の確保等の費用。③嵩上げのみを実施する場合は、曳家工事を含めることができる。以上を対象経費とする。</p>	<p>1/2、ただし、 ・補助金額は、実施主体が行う工事費（建築主の見積もり額）×1/2、と県が算定する標準工事費×1/2、補助上限額400万円のいずれか安価な額を採用する。 ・標準工事費は、対象となる既存住宅の建坪面積（1階部分の床面積）および浸水深により算定する。 ・増改築を伴わず高基礎や嵩上げのみを実施される場合</p>	<p>事業の増減に伴う補助金の額の変更</p>	<p>1. 建築主の変更 2. 着手および完了予定時期の変更 3. 工法や構造、工事規模の変更</p>

事業		事業主体 実施主体	経費	県補助率	重要な変更	
事業名	区分				採択基準および事業内容	経費の変更
				<p>は、曳家費用を加算する。</p> <p>※県補助金は、市町を經由する</p>		
		<p>の差を2m99cmとするのに必要な高さとする。なお、この算定方法が適用できない不適格住宅においては、別途算定方法を定める。</p> <p>標準的な場合</p>  <p>5. 補助対象経費</p> <p>1戸当たりの嵩上げ等にかかる上記対象工事費の1/2とする。 ただし、補助金額は以下の算定により決定する。</p> <p>(補助率 県：1/2 市町または補助対象者：1/2)</p> <ul style="list-style-type: none"> 補助金額については、実施主体が行う工事費（建築主の見積もり額）×1/2、県が算定する標準工事費×1/2、補助上限額400万円のいずれか安価な額を採用する。 標準工事費は、対象となる既存住宅の建坪面積（1階部分の床面積）および浸水深により算定された工事費とする。 増改築を伴わず高基礎や嵩上げのみを実施される場合は、曳家費用を加算した額を標準工事費とする。 				

事業			事業主体 実施主体	経費	県補助率	重要な変更	
事業名	区分	採択基準および事業内容				経費の変更	事業の内容の変更
避難場所 整備事業		<p>避難場所整備事業（県単独事業）または社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年3月26日制定）都市防災総合推進事業に基づき実施される事業で、地区の防災力向上のために実施する事業をいう。</p> <p>1. 補助対象 条例第13条第1項の規定により浸水警戒区域指定した地区で、区域内に1戸以上の第15条第1項第1号（想定水位以上に1以上の居室を有する住宅等）および2号（同一敷地内の別棟が想定水位以上に1以上の居室を有する場合等）の規定を満たさない既存不適格住宅があること。 さらに、地区の特性や避難可能範囲等から、地区で避難施設の整備等が必要と判断されていること。 また、国の事業を活用する地区は、社会資本整備総合交付金交付要綱の要件を満たすこと。</p> <p>2. 採択基準（必須要件） ○条例第13条第1項の規定により浸水警戒区域指定した地区で、区域内に1戸以上の想定水位以下のみに居室を有する既存不適格住宅がある地域であること。 ○整備しようとする避難場所または避難所が市町の地域防災計画に位置付けされていること。 ○地区の既存避難場所が既存不適格の場合。または、避難可能範囲に避難場所等がない場合であること。 ○避難場所の整備に当たっては、集落や自治会等の単位で水害被害軽減対策に向けた活動を自主的に行う組織（以下、自主防災組織）が市町との協定のもと設立し、継続した活動が見込まれる地区であること。 ○国事業（都市防災総合推進事業）により地区公共施設を整備しようとする地区は、市街地に限る。その他、国事業の要件等を満たすこと。</p> <p>3. 事業主体</p>	事業主体 ・市町 実施主体 ・市町および認可地縁団体 など人格のある自治会	工事費、測量試験委託費、用地費、補償費	1. 避難場所整備事業（県事業）の場合 1/2 ただし、補助金額は、嵩上げ高および対象戸数（既存不適格住宅）の世帯人口合計（申請時点）に応じて算定した県標準工事費×1/2と事業主体の申請額×1/2との比較により安価な額とする。 2. 地区公共施設等整備（国事業）の場合 工事費等 1/4 ただし、県事業の算定	1. 経費相互間の流用で流用先の経費の3割を超える増減（国事業の場合）	1. 事業種類（住民等に対するまちづくりの啓発活動やまちづくり協議会の活動に対する助成等）の新設、変更または廃止（国事業の場合） 2. 事業量の3割を超える増減（国事業の場合）

事業			事業主体 実施主体	経費	県補助率	重要な変更	
事業名	区分	採択基準および事業内容				経費の変更	事業の内容の変更
		<p>本事業の事業主体は、市町とする。</p> <p>4. 実施主体 市町および特別地方公共団体のうち本事業を実施する団体とする。 なお、団体については、認可地縁団体など人格のある者とし、当該施設が以下①から③までの全てに適合する場合に限る。</p> <p>①当該施設が市町の地域防災計画に災害時拠点として位置付けられていること。または、位置付ける予定であること。 ②当該施設の災害時拠点としての運営については、原則として自治体を実施するものとし、施設所有者等の協力を得て行う場合には、確実に運営されるよう、災害時協定等に定めがあること。 ③10年以上災害時拠点として利用されることが確実な施設であること。</p> <p>5. 補助対象経費 ○一時避難場所 県は、避難場所（水害に対する一時避難場所機能部分に限る）の整備のための調査・設計・計画および工事・用地補償費等にかかる経費に対して補助 （工事例）盛土公園工事、盛土法面の護岸工、階段工、フェンス工、既存施設の避難所機能の付加工事、備蓄倉庫、誘導看板等 ・標準工事費は、浸水警戒区域内にある既存不適格住宅の世帯人口合計および当該位置での浸水深により算定された工事費とする。</p>			<p>額に加えて、市町の負担額を超えない額とする。 また、国事業に係る用地費の県補助率は、1/3とする が、市町の負担額を超えない額とする。なお、対象面積は、標準工事費算定方法の面積を対象とする。</p> <p>※1、2とも県補助金は、市町を経由する</p>		

別記様式第1号（規則第3条関係）

年度 水害に強い安全安心なまちづくり推進事業 交付申請書

番 号
年 月 日

(宛先)
滋賀県知事

事業主体所在地
事業主体名
代表者氏名

発行責任者・担当者
氏名
連絡先電話番号

年度において、水害に強い安全安心なまちづくり推進事業（宅地嵩上げ浸水対策促進事業・避難場所整備事業）について、〇〇市町地域防災計画と整合する事業と認められるので、水害に強い安全安心なまちづくり推進事業費補助金 円を交付されるよう、滋賀県補助金等交付規則第3条の規定により、次の関係書類を添えて申請します。

なお、この申請に当たり同規則第4条第2項各号のいずれかに該当する事実が判明したときは、同規則第16条の規定に基づき補助金等の交付の決定の全部または一部を取り消されても、何ら異議の申立てを行いません。

関係書類

- (1) 事業費の内訳および事業計画の概要（別記様式第4号）
- (2) 収支予算書（別記様式第5号）
- (3) 実施設計書（別記様式第6号）
- (4) 補助対象となる要件を確認できる証明書等

※ (4)は、宅地嵩上げ浸水対策促進事業の要件（居住実態の証明、必要に応じて既存建築物の建築年）を確認するため、住民票、戸籍、登記事項証明書（謄抄本）、登記事項要約書、固定資産課税台帳（家屋課税台帳）等を実施主体（建築主）が提出。

また、避難場所整備事業では、当該避難場所を利用する人数を確認するため、既存不適格住宅に居住する戸別人数および合計人数を整理した資料（申請時点）を実施主体が提出。

別記様式第 2 号（規則第 12 条関係）

年度 水害に強い安全安心なまちづくり推進事業 実績報告書

番 号
年 月 日

(宛先)
滋賀県知事

事業主体所在地
事業主体名
代表者氏名

発行責任者・担当者
氏名
連絡先電話番号

年 月 日付け滋 第 号で水害に強い安全安心なまちづくり推進事業の交付の決定の通知があった宅地高上げ浸水対策促進事業・避難場所整備事業について、滋賀県補助金等交付規則第 12 条の規定により、その実績について、下記関係書類を添えて報告します。

記

関係書類

- (1) 事業費の内訳および事業実績書（別記様式第 4 号に準ずる）
- (2) 補助事業の成果（別記様式第 10 号）
- (3) 収支精算書（別記様式第 11 号）
- (4) 事業完了写真
- (5) 出来高設計書（別記様式第 6 号に準ずる）

別記様式3号（規則第15条関係）

年度 水害に強い安全安心なまちづくり推進事業 交付請求書(概算払)

金 _____ 円

年 月 日付け滋 第 _____ 号で決定通知があった水害に強い安全安心なまちづくり推進事業（宅地嵩上げ浸水対策促進事業・避難場所整備事業）の補助金を上記のとおり交付されるよう、水害に強い安全安心なまちづくり推進事業費補助金交付要綱第10条第2項の規定により請求します。

年 月 日

(宛先)
滋賀県知事

事業主体所在地
事業主体名
代表者氏名

発行責任者・担当者
氏名
連絡先電話番号

別記様式第4号（第4条関係）

事業費の内訳および事業計画の概要

1 事業の目的

2 事業の内容

3 実施主体

4 経費の配分

(1) 総括表

地区名	補助事業に 要する経費 (a+b+c+d)	負 担 区 分				備 考
		国庫 補助金 (a)	県 補助金 (b)	市町費 (c)	その他 (d)	
		円	円	円	円	
計						

(2) 内訳表

地区名	費 目	科 目	金 額	使 途 内 容	備 考
			円		
計					

5 事業完了（予定）年月日

年 月 日

※ 完了年月日は、補助金が交付される年度となるため、できる限り正確に記載願います。

別記様式第5号（第4条関係）

年度

事業収支予算書

1 収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	備 考
計	円	

2 支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	備 考
計	円	

この予算は、 年 月 日招集の 議会（総会）において議決されたことを証明する。（計上予定である。）

年 月 日

事業・実施主体名
代表者名

実施設計書

1 実施主体の概要

実施主体名	
住所	
代表者	
連絡先	所属、役職、氏名、連絡先(TEL/FAX/E-mail)

2 事業の全体概要

事業実施場所	
補助事業に要する経費	
補助申請額	円
事業の内容 (工法、嵩上げ高など)	
事業の工期	

※当該事業に係る図面（平面図、立体図等の耐水化を示す図面）、構造計算等を添付のこと。

※建築基準法制定（昭和25年）以前。または、都市計画区域編入以前により、本事業を適用とする場合においては、別紙「宅地嵩上げ浸水対策促進事業の適用判定に係る建築物敷地調査」を添付することとする。

宅地嵩上げ浸水対策促進事業の適用判定に係る建築物敷地調査書

1	建築主住所・氏名			
2	調査作成者住所氏名			
3	敷地の地名・地番			
4	主要用途			
5	都市計画区域および区域決定年月日		・市街化区域	年 月 日 (都市計画区域)
			・市街化調整区域	年 月 日 (都市計画区域) 年 月 日 (市街化調整区域)
			・区域区分非設定都市計画区域	年 月 日
6	造成年月日	規 模	造成の有無	都 市 計 画 法 の 許 可 等
	新設 年 月 日	m ²	有・無	線引前・許可等・適用除外
	増設 年 月 日	m ²	有・無	線引前・許可等・適用除外
	増設 年 月 日	m ²	有・無	線引前・許可等・適用除外
	増設 年 月 日	m ²	有・無	線引前・許可等・適用除外
	計	m ²		
7	建築年月日	規 模	棟別用途	建築確認および検査済証年月日・番号
	新設 年 月 日	m ²		
	年 月 日	m ²		
	年 月 日	m ²		
	年 月 日	m ²		
	計	m ²		
8	備 考			

- 注 1. 3欄は、敷地に含まれるすべての地番を記入してください。
2. 5欄は、該当する区域を○印で囲み、区域決定された年月日を記入してください。
3. 6欄の都市計画法の許可等の欄は、該当するものを○印で囲み、許可等の場合は許可および検査済証の年月日・番号を記入してください。
また、必要に応じて許可書の写し、検査済証の写し、土地および建物の登記事項証明書等を添付してください。
4. 都市計画法第41条の制限がある場合には、8欄にその制限内容を記入してください。
5. その他必要と認める書類等を添付してください。

別記様式第7号（第5条関係）

年度 水害に強い安全安心なまちづくり推進事業 事業変更承認申請書

番 号
年 月 日

(宛先)
滋賀県知事

事業主体所在地
事業主体名
代表者氏名

発行責任者・担当者
氏名
連絡先電話番号

年 月 日付け滋 第 号で水害に強い安全安心なまちづくり推進事業の交付の決定の通知があった宅地嵩上げ浸水対策促進事業・避難場所整備事業について、別紙理由書に記載した理由により、経費の配分および事業計画の概要を変更し、〔金 円の追加交付・減額承認）を受け〕たいので、水害に強い安全安心なまちづくり推進事業補助金交付要綱第5条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

関係書類

- (1) 事業費の内訳及および事業計画の概要（別記様式第4号）
- (2) 収支予算書（別記様式第5号）
- (3) 実施設計書（別記様式第6号）

事業等遂行状況

事業名：水害に強い安全安心なまちづくり推進事業
 宅地嵩上げ浸水対策促進事業・避難場所整備事業

1. 収支の状況

事業主体名
 事業施行場所
 年 月 日現在

(1) 収入の部

区 分	予 算 額	収入済額	収入未済額	摘要
	円	円	円	
計				

(2) 支出の部

区 分	予 算 額	支出済額	支出未済額	摘要
	円	円	円	
計				

2. 事業の状況

費 目	工 種	本年度実施計画		出 来 高		進捗率 (B)/(A)	備考
		事業量	事業費(A)	事業量	事業費(B)		
			円		円	%	

※ 宅地嵩上げ浸水対策促進事業については、条例第19条第1項の規定による工程調査をもつて省略することができる。

別記様式第 10 号（第 8 条関係）

補 助 事 業 の 成 果

1. 工事出来高調書

地区名 (事業主体名)	工 種	本年度実施計画高				同左出来高				摘要
		事業量	事 業 費			事業量	事 業 費			
			直営	請負	計		直営	請負	計	
			円	円	円		円	円	円	
計										

2. (1) 請負および竣工検査調書 ※以下は、避難場所整備事業のみ作成のこと

地区名 (事業主体名)	区分	施行箇所	構 造 または 工 法	事業量	設計金額	請負金額	請負人 氏 名	着工年月日 竣工年月日	竣工検査		契約 方式	備 考
									検 査 年月日	検 査 責 任 者 職 氏 名		
					円	円						
計												

- (注) 1. 請負契約書に基づき、一契約ごとに記載すること。
 2. 請負契約に変更があったときは、設計金額欄および請負契約欄に当該年度の最後の設計金額およびこれに対する請負金額を（ ）書きで上段に記載すること。
 3. 随意契約の場合は、備考欄にその事由を記載すること。
 4. 構造または工法の欄には、コンクリートダム、ロックフィルダム、コンクリート三面張水路、U字フリーム水路、アスファルト舗装道路等を記載すること。
 5. 地区名の下に（ ）書きで事業主体名を記載すること。

(2) 直営調書 ※避難場所整備事業のみ作成のこと

科 目	金 額	摘 要
材料（資材）購入費	円	
用地買収費および補償費		
機械器具費		
登記費		
その他		
計		

ア 材料（資材）購入費調書

品 目	品 質	数 量	単 価	金 額	摘 要
			円	円	
計					

イ 用地買収費および補償調書

区 分	地目および補償物件 (または権利)	数 量	金 額	摘 要
			円	
計				

(注) 用地買収費、補償費ごとに金額の合計を記載すること。

ウ 機械器具費調書

品 名	品 質	数 量	単 価	金 額	摘 要
			円	円	
計					

(注) 摘要欄に型式、取得年月日、耐用年数、期間または時間等を記入すること。

エ その他

品 名	品 質	数 量	単 価	金 額	摘 要
			円	円	
計					

オ 財産管理台帳（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第13条第1号から第3号までの財産）
 ※避難場所整備事業のみ作成のこと

事業名	地区名	実施主体	名称	形状 寸法	数量	単価	取得金額	検収または 取得年月 日	処分制限期間		処分の状況			備 考
									耐用 年数	処分制限 年月日	処分の 種 類	処分年月 日	補助金 返還額	
						円	円						円	年度分 国費 % 県費 %

- 注) 1. 数年にわたって施工する施設についても、当該年度で記載すること。備考欄に施工年度を記載すること。
 2. 備考欄に当該事業に係る補助率を記載すること。
 3. 取得金額欄は、請負比率で記入すること。(工区ごとに直工/直工合計×請負額とし、財産台帳記載対象外は除き千円単位で記入すること。)

事業収支精算書

1. 収入の部

区 分	本年度精算額	本年度予算額	差引増減	備 考
	円	円	円	
計				

2. 支出の部

区 分	本年度精算額	本年度予算額	差引増減	備 考
	円	円	円	
計				

年度仕入れに関する消費税等相当額報告書

番 年 月 号
年 月 日

（宛先）
滋賀県知事

事業主体所在地
事業主体名
代表者氏名

発行責任者・担当者
氏名
連絡先電話番号

年 月 日付け 第 号で水害に強い安全安心なまちづくり推進事業の交付の決定の通知があった宅地嵩上げ浸水対策促進事業・避難場所整備事業について、水害に強い安全安心なまちづくり推進事業補助金交付要綱第 8 条第 4 項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- | | | |
|--|---|---|
| 1. 滋賀県補助金等交付規則第 13 条の規定による補助金の額の確定額 | 金 | 円 |
| (年 月 日付け 第 号による額の確定通知額) | | |
| 2. 補助金の額の確定時に減額した仕入れに関する消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 3. 消費税および地方消費税の申告により確定した仕入れに関する消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 4. 補助金返還相当額（3－2） | 金 | 円 |

（注）参考となる資料を添付すること